



「埼玉県管理河川に関する河川整備計画の変更方針（案）」について、
埼玉県河川整備計画策定専門会議・荒川河川整備計画有識者会議の委員から
頂いたご意見と考え方について

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

「河川整備計画の点検（第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議概要）」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
2 頁 河川整備計画の点検 （第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議の概要） 河川整備計画の点検の必要性	1	【中村 好男（東京農業大学名誉教授）】 「6河川で溢水・越水が発生し」との記述がありますが、「溢水」と「越水」の定義に従うと、堤防がないところでは「溢水」、堤防があるところでは「越水」を使うとあります（国土交通省用語解説）。これは以後のページでも多く使用されていますので、洪水被害の現象と今後の河川整備計画を検討する上で両者の用語をどのように使い分けているのか分かるようにしていただけると良いと思います。	河川整備計画を変更する際には、県民の方にもわかりやすい用語の定義を追記するなど、表現を工夫いたします。

「変更対象河川の考え方（第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議概要）」及び

「変更対象とする河川の考え方」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
3 頁 変更対象河川の考え方 （第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議の概要） （1）点検手法	2	【知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】 P3～5のフローチャートの意味を理解するのにかなり時間がかかった。P3で「①計画高水流量の見直しの必要性を検討する河川」と書いたのと同じ色使いでP4の冒頭に示した上で、そこから分岐させれば続いていることがわかりやすいのでは？	色使いを統一するなどP3～P5の検討の流れが分かりやすいように修正いたします。

4 頁 変更対象とする河川の考え方 (荒川中流右岸ブロック) (2) 計画高水流量の見直しの必要性を検討する河川 (9 河川)	3 【知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】 P4 に続く 9 河川は越水、溢水ではなく、計画高水位または堤内地盤高を超えるか否かでわけるのはなぜか？ これが越水、溢水の Yes・No であれば、P3 の中で、他の 12 河川、25 河川同様に分類できるのだが、統一できないか？ ちなみに、もし完成堤で越水、溢水している（あるいは計画高水位を大幅に超えている）のであれば、計画高水流量の見直しではなく、貯留施設または減災のための対策検討（すなわち計画高水流量を変えずに基本高水流量を変える）が求められるのではないか？ (D) は、被災流量が計画高水流量を上回ったにもかかわらず、計画高水位や堤内地盤高を超えていないのであれば、こちらこそ（下流が受け入れ可能なら）計画高水流量を被災流量まであげることに何の問題もないのではないか？	被災流量が計画高水流量を上回った河川で、整備が完了しても、今次洪水と同規模の被災流量が流下した場合には決壊の危険性があるため、水位を確認し、そうした危険性の高い河川を抽出するものです。 ご指摘とおり、下流河川での流下能力を踏まえて対応策を検討してまいります。 今回のケースでは完成堤で計画高水位を超過したのは和田吉野川が該当する。和田吉野川は合流先の荒川本川の計画高水流量は変更されないため、ご指摘のとおり貯留施設等を検討していくこととしております。 整備進捗や流域状況における費用対効果を勘案し、計画高水流量は維持することとしております。
5 頁 変更対象とする河川の考え方 (荒川中流右岸ブロック) (3) 現行の河川整備計画に定める対策を変更する、または、新たな対策の位置付けを検討する河川 (6 河川 + 2 河川)	4 【知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】 これもフローチャートの一番上が 8 河川になっているので混乱したが、P3 の「②現行の河川整備計画に定める対策の・・・検討する河川」と同じ色使いのボックスから、真下に 6 河川、2 河川が出てくる方がつながっていることがわかりやすいのではないか。 また、この 4 河川の合流部対策の話？と 2 河川は同じ (B) に集約されているが全く違うものではないか？	P5 では、被災流量が、計画高水流量を下回ったものの、溢水・越水した河川について、被災原因や整備の進捗等から見直しの方向性を検討しております。 合流点処理と流下能力の向上・整備内容は、ご指摘の通り、全く異なるが、(B) では河川整備計画の変更や新たな対策を位置付けることを示しました。

6 頁 変更対象河川の考え方 (第 8 回埼玉県河川整備計画策定専門会議の概要) (1) 県全ブロックの点検結果	5	【知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】 これも表の一番下の数字が、P3 の分類と対応していることがわかるほうがよい。 しかし P3 の 2 河川と 6 河川を足して 8 河川として良いのか、では結局なぜ P4、P5 でさらなる分類を行ったのかなどは資料からはよくわからない。	P6 では、P3 での点検方法で県内の全ブロックにおける河川の点検結果を示しており、①計画高水流量の見直しの必要性を検討、②現行の河川整備計画に定める対策を変更する必要性を検討、③現行の河川整備計画に定める対策を実施、④現行の河川整備計画に定める維持管理を実施の 4 つに分類しております。 ご指摘のとおり、整備予定のない河川（入間川・高麗川）については、P3 で別要因としておりますが、検討対象河川として P5 で整理しております。
---	---	--	--

「計画規模設定の考え方」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
12 頁 計画規模設定の考え方 (計画高水流量の見直し)	6	【横山 勝英（首都大学東京都市環境学部教授）】 令和元年台風の被災流量をベースにして計画高水流量の検討を行い、かつ、計画規模もワンランク引き上げるとのことですが、現状は堤防の整備水準が低く、氾濫することで河道への流量の集中が抑えられていることもあるかと思えます。 今後、堤防等を整備することで河道に流量が集中しやすくなり、現状で流下能力が足りている河道において流せなくなる可能性や流下能力が不足している箇所では計画高水を引き上げても計画規模が変わらない可能性も考えられます。 この点については検討されているのでしょうか。	被災流量は溢水・越水による流量の低減なくすべて河道を流下したと仮定し算定しております。 そのうえで流域、上下流バランス、整備中のそれぞれにおいて新たな弱点が生じないよう計画の整合を図っております。 整備後においても経年変化での河道内の土砂堆積などにより流下能力の低下等が起こらないよう適切な維持管理に努めてまいります。

11 頁～12 頁 計画規模設定の考え方 (計画高水流量の見直し)	7	【田中 規夫（埼玉大学大学院理工学部）】 同じ時間雨量 50mm 程度の降雨でも、地域によっては氾濫リスクが異なる。降雨量の発生確率規模によって整備目標を示す方向性は良い。その際、各確率規模が 24 時間雨量や 48 時間雨量でその地域でどの程度の雨量に相当するかも示した方がよい。 降雨波形を中央集中型にしている地域や実績にしている地域などあり、一概に値を示せないものと考えられるが、降雨量の幅を示すなど、直接的に分かりやすい情報で示していくことが求められる。 再度災害を防止するうえで、ワンランク上の安全度を目指すという考え方でよいが、その上げ幅については、個別の地域で地域バランスもふくめ、今後の個別会議において、十分に議論することが望ましい。	目標とする降雨量の発生確率規模とあわせて 24 時間雨量などの降雨量の幅の記載内容について検討してまいります。 目標とする安全度の考え方について、ご意見を参考に検討してまいります。
13 頁 計画規模設定の考え方 (合流点処理計画の見直し)	8	【田中 規夫（埼玉大学大学院理工学部）】 今回の検討範囲ではないが、「水門閉鎖時間内における降雨量」は様々な想定をしていく必要がある。従来は、中小河川のピークは大河川のピークとは重ならないことを前提としていたが、台風 19 号ではピーク付近で高い水位が長時間継続している。また、西日本豪雨の時のように、降雨が二山以上で来た場合の処理も考慮して検討することが望ましい。 また 11-13 の説明において、W で表記と、○年という表記が混在している。W を定義するとともに誤解を招かない表記が必要である。	水門閉鎖時間内における降雨量増大や水門閉鎖時間の長期化などを踏まえた条件設定を行い、合流点処理計画の見直しを検討してまいります。 資料の確率規模の表現を統一いたします。

「整備メニューの立案の考え方」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
14 頁 整備メニューの立案の考え方 （目標達成のために必要な治水対策の立案・評価の考え方）	9	【江村 薫（埼玉県昆虫談話会会長）】 「流域を中心とした対策・河川への流出を抑制（貯留施設、浸透施設など）」が、大変重要と思いました。施設、の言葉が二つあり、別の言い方を考えました。このスペースに入るいい言葉が見つかりませんでした。 1) 流域全体で地下浸透を作り出すこと、抑制要因の除去 2) 特に、水の地下浸透を前提とした街づくり、地域づくりの推進、その阻害要因抑制、目標達成のための技術開発、啓蒙方法等 3) 農業施設「水田など」は浸透施設といえるわけですが、その積極的利活用方策などが含まれる、良い言葉を考えましたが見つかりませんでした。	近年の降雨の激甚化や広域化に伴い、流域における貯留施設や浸透施設はこれまで以上に重要な対策だと考えております。 本県では、これまでに学校貯留や各戸貯留、開発時における雨水流出抑制施設の設置を進めており、引き続き、流域の貯留浸透機能の維持・保全に引き続き取り組んでまいります。
14 頁 整備メニューの立案の考え方 （目標達成のために必要な治水対策の立案・評価の考え方）	10	【堂本 泰章（（公財）埼玉県生態系保護協会事務局長）】 気候変動の影響により、施設的能力を上回る外力による水災害の頻発が予測されています。減災の視点、また我が国における財政制約を踏まえ、これまで以上に「流域を中心とした対策」が重要となります。 複数の治水対策案の比較評価にあたっては、対策の「コスト（事業費。維持管理費）面からの持続可能性についてこれまで以上に厳しくみていく必要があること、また、「流域を中心とした対策」重視の方向性を、河川整備計画に示していく必要があります。 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT 法）に基づき、2012 年 7 月に固定価格買取制度が創設されて以来、太陽光発電設備設置事業が急速に進んでいます。 再生可能エネルギーの普及は、気候変動対策の観点から重要です	整備メニューの立案にあたっては計画外力のみならず超過外力も踏まえ、予断を持たず複数案を検討、評価してまいります。 流域のもつ貯留浸透機能を維持することは、近年の降雨の激甚化広域化の中で一層重要度が高まるものと考えております。 「太陽光発電設備」に関しましては、土地利用を所管

		が、これに伴い丘陵地等における森林伐採が急速に進んでおり、流域における水の貯留・涵養機能が著しく低下していることが強く懸念されています。 埼玉県議会では、令和元年 10 月 11 日に国に対し、地域の景観維持、環境保全及び土砂災害等の防災の観点から「太陽光発電施設の立地規制等に係る法整備等を求め意見書」を提出しています。 P14 に「流域を中心とした対策」として「森林の保全」が例示されています。流域における水の貯留・涵養機能の維持・向上の観点から、関係機関と連携し、太陽光発電設備に関する将来における必要かつ適切な立地規制ということも視野に、河川部局としてのこの問題に関する対応又は検討の方向性を、河川整備計画において示す必要があります。 「各種対策メニューの評価の考え方」の図中、「環境」が評価項目としてあげられていますが、表現が「環境への影響」とされており、治水対策は環境に悪影響を及ぼすものとの見方に立っているように思われます。 社会資本整備に当たり、環境・社会・経済の統合的向上の考えを有する SDGs 推進の観点からも、近年、グリーンインフラの考え方が重視されているところ、埼玉県には、例えば芝川第一調節池のように、その先駆けとして、治水と自然環境再生の両方を目指す全国に誇る事業、実績があります。 その他、全国的には、例えば河道掘削の具体の工法見直しにより、河積を確保しつつ、同時に、多様な生き物が生息し、コウノトリ等の大型水鳥が採食等に利用可能な浅い水辺を再生する取組が見られます。 各種対策メニューの立案、また、対策メニュー案の比較評価に関する今後の具体の仕組みづくり当たっては、事前再生等の環境への貢献（プラス面）する対策案が、適切に評価される仕組みを構築していく必要があります。	する関係部局と連携した対応が重要と考えております。引き続き、立地状況など太陽光発電設備の動向を踏まえ関係部局とともに注視してまいります。 対策メニューの検討のあたっては、環境への影響についてマイナス面だけでなくプラス面を含めた評価を検討してまいります。
--	--	--	--

「目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
15 頁～16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方	11	【田中 規夫（埼玉大学大学院理工学部）】 目標レベルの維持において、堆積した土砂の浚渫や河道内樹木の伐採などが必要になる場合があるが、「河道環境の整備と保全」との関連」で十分な検討が必要である。スピード感をもって治水安全度を上げていく必要もあるが、環境面ではアダプティブマネジメントも必要なので、個別検討においては河川環境への影響を段階的に確認していく視点での検討も望まれる。	河川環境の整備と保全に関する事項として、ご意見を踏まえ総合的に検討してまいります。
15 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 （洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項）	12	【三島 次郎（桜美林大学名誉教授）】 「河川環境の整備と保全に関する事項」の2番目の「○」のタイトルのところで、 「・・・治水対策や河川の維持・・・」を「・・・治水対策や河川生態系の維持・・・」にしたら如何でしょうか。	新たに位置付ける治水対策や河川の維持に関し、変更する必要性を総合的に検討することとしております。生態系につきましては、検討項目の「動植物の生息・生育・繁殖環境」において検討することとしております。
16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 （洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項）	13	【江村 薫（埼玉県昆虫談話会会長）】 1) 大規模氾濫減災協議会については、「氾濫した場合の・・・」とありますが、氾濫しないための取り組みが必要と考えました。 2) 16 ページ下段に「整備と保全」の部分がありますが、「流量目標を超えないための流域全体としての取組協議会」を埼玉県として設置する必要性を感じました。	参考資料 P5 において、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」で実施している取組を記載しております。この中で洪水時における避難や水防活動などのソフト対策だけでなく河川整備によるハード整備としての洪水氾濫を防ぐ対策に取り組んでおります。 「河川環境の整備と保全に関する事項」では、河川環境の保全・創出”、“動植物の生息・生育・繁殖環境”、等の5項目について、新たな施策を踏まえ変更する必要性を総合的に検討することとしております。

16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 (洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項)	14	【金子 康子（埼玉大学教育学部教授）】 「洪水時の被害の軽減に関する事項」について、ハザードマップの作成や地域住民への情報提供、緊急時の周知方法などは重要な課題だと思うのですが、ここで触れなくてよいのでしょうか。 「河川環境の整備と保全に関する事項」について、1 項目目 1 行目に“以下について”とありますが、これは何を指すのでしょうか。 また、2 項目目の文章の意図も不明確です。列挙されている事項を尊重するということが文章から読み取れません。	参考資料 P5 に記載しておりますが、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」での取組方針としてハザードマップの周知や情報提供など、ソフト面での対策を流域自治体と連携し検討してまいります。 「河川環境の整備と保全に関する事項」については、梓内の“河川環境の保全・創出”、“動植物の生息・生育・繁殖環境”、等の 5 項目を示しております。
16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 (洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項)	15	【堂本 泰章（(公財) 埼玉県生態系保護協会事務局長）】 河川の維持管理について、社会資本整備審議会答申「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」（平成 25 年 4 月）において、「河川環境を再生させる維持管理・更新の展開」として「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉えるべきとの貴重な視点が提示されています。 国において、従来、河川の維持管理にあっても多自然川づくりを基本とするとされているところです。 （※「河川維持管理計画に基づく河川の維持管理の促進について」（平成 23 年 5 月 11 日）国土交通省河川局河川環境課長通達） 県管理河川についてもこのことを踏まえるとともに、さらに、「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉え、「河川環境を再生させる維持管理・更新の展開」の考え方についても河川整備計画に明記することが重要です。 「現行の河川整備計画策定以降の新たな施策」として、全国 10 以上の地域協議会において展開されている、川の中を主とした「多自然川づくり」から、流域の「河川を基軸とした生態系ネットワークの形	新たに位置付ける治水対策や河川の維持に関し、変更する必要性を総合的に検討することとしております。 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方における、河川環境の整備と保全に関する事項として、流域連携について検討してまいります。

		成」へと拡大した取組があげられます。(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課「川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」(平成 31 年 3 月))。 「河川環境の保全・創出」「動植物の生息・生育・繁殖環境」等の取組の立案に当たっては、河川～農業水域～水田の水域の連続性確保等、流域連携の支援の重要性を河川整備計画に示す必要があります。	
16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 (洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項)	16	【長嶋 聡（埼玉県水産試験所所長）】 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方について、河川環境の整備と保全に関する事項のうち、「河川環境の保全・創出」、「動植物の生息・生育・繁殖環境」についても慎重に検討をお願いしたい。 特に、参考資料の参-16 の右半分の事項について、保全の方針を堅持していただきたい。	河川工事に際しては多自然川づくりを基本とし、生態系や植生、在来種など個別の状況に応じて配慮して整備を進めております。 例えば、表土の掘削土砂を再度表土に用いるなど、外部からの土砂との使い分けなどに注意して実施しております。 引き続き、個別具体的内容については実施段階において必要に応じて対応を検討してまいります。
16 頁 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方 (洪水時の被害の軽減に関する事項・河川環境の整備と保全に関する事項)	17	【古島 照夫（埼玉県漁業協同組合連合会代表理事会長）】 河川整備計画を変更して危険個所に迅速に集中整備を行い治水に万全の態勢を築いて頂きたい。埼玉県漁業組合連合会傘下 9 漁業組合に於いてもヤマメ、アユ、ウグイ等相当な被害を受け立ち直りに苦慮している現状であります。 源流域から流下した土砂により瀬は埋没し数m単位で河床が上がリ、瀬が消えて平坦な流れとなり魚影の減少が顕著であります。 河川の持つ多面的機能が十分に発揮される環境が保全されるよう期待致します。	ご意見を参考にさせていただきます。 令和元年東日本台風は、大変大きな災害となり、河川内の土砂も移動し、瀬や淵も大きく変化しました。工事の際に、堆積土砂を撤去するなど復元できるものについて努力いたします。

「参考資料」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
参-3 直轄管理区間との整合性の確認（荒川中流右岸ブロック） 本支川、上下流の治水安全度のバランスを確認	18	【知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】 高麗川と入間川、特に入間川で計画高水流量が設定されていないのはなぜか？	高麗川と入間川については、埼玉県における河川整備計画での計画規模としている、時間雨量 50mm の流下能力が、河川整備計画策定時点ですでにあったことから、荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画で、整備メニューを位置付けておりません。 そのため、河川整備計画では、流量配分図等を記載しておりませんでした。 変更にあたっては整備メニューを位置づけるとともに流量配分図等を掲載していきたいと考えております。
参-5 頁 （埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会における取組方針の一覧）	19	【石橋 整司（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）】 変更方針（案）には特別な意見はありませんが、参考資料にある「ソフト対策の主な取組」がもう少し重要視されてもいいように感じました。「いかに守るか」という点も重要ですが「いかに逃げるか」を含めたソフト面の対策も「河川整備」と一体のものとして整備に取り組む姿勢を示せればと思います。	ご意見の内容を加味し総合的に検討してまいります。
参-6 頁～参-21	20	【田中 規夫（埼玉大学大学院理工学部）】 赤枠内が変更の可能性がある個所だと考えられるが、今後の個別会議における視点として、各項目を書き直すということだけではなく、近年の状況を踏まえた新たな項目（特に減災対策、タイムラインの作成支援など）の追加が必要。 また、過去の洪水概要、整備状況だけでなく、どのように治水対策を進めてきて、それでも台風 19 号による浸水が発生したという分析に基づく課題の書き方が必要。	ご意見の内容を加味し総合的に検討してまいります。 荒川中流右岸ブロックにおける霞堤や囲堤の役割など流域の成り立ちを踏まえ、記載内容を検討してまいります。

参-7 頁 (史跡・文化財)	21	【柿沼 幹夫（さいたま市遺跡調査会会長）】 史跡・文化財の項目は、各自治体 1 件を原則として次の一案をあげる。 代表的なものは、嵐山町・吉見町・ときがわ町の 4 カ所の城館跡からなる比企城館跡群、東松山市当覚院の木造阿弥陀如来坐像、小川町の下里・青山板碑製作遺跡、川島町遠山記念館の紙本着色布晒舞図、飯能市長光寺の雲版、入間市の高倉寺観音堂、日高市の高麗神社本殿、所沢市の小野家住宅、狭山市の七曲井、毛呂山町の出雲伊波比神社本殿、越生町法恩寺の絹本着色高野明神像・丹生明神像、川越市の河越氏館跡、坂戸市の雷電山古墳などがある。滑川町は、国の天然記念物であるミヤコタナゴの主な生息地の一つである。鶴ヶ島市の脚折雨乞い行事は国の選択無形文化財、小川町・東秩父村の細川紙は重要無形文化財であり、ユネスコ無形文化遺産に登録されている。	ご意見を参考に、河川整備計画にどのように反映できるか検討させていただきます。
参-20 頁 (河川の自然環境の保全)	22	【鈴木 誠（東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授）】 1－2 行目 在来種を下記下線部のように挿入してはどうか。 「治水上支障とならない範囲で、<u>在来種</u>と生態系に配慮しながら保全をしていく。」	「生態系に配慮」という記載には、在来種への配慮も含まれるものと考えております。そのため、表現は現行のままとさせていただきます。

内容全般に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
—	23	【加藤 孝明（東京大学生産技術研究所教授）】 当面、沿川地域が抱える浸水リスクを丁寧、かつ、分かりやすく提示することに努める必要があると思われる。気候変動による外力の増大をふまえると、それぞれの地域で、当面、抱えざるを得ないリスクを主体的に受容することが避難や市街地側の対策の促進につながると思われるからである。	気候変動等による降雨の激甚化広域化により浸水リスクは増大する中で、リスク情報をわかりやすく提示することは避難などの被害軽減を図る上で重要であると考えております。 浸水想定区域図と水害リスク情報図を市町村のまちづくりの検討や不動産取引の重要説明事項等において活用してもらい働きかけを行い、水害リスクの理解を深める取り組みを引き続き進めてまいります。
—	24	【三島 次郎（桜美林大学名誉教授）】 「埼玉県管理河川に関する河川整備計画の変更（案）について」は、全体的に異議はありませんが、「治水」的な面について述べられていて、「利水」的な面、殊に「環境」的な面については殆ど取り上げられていません。議論はあったと思うのですが。	変更要因が治水対策に関する内容ですが、利水面や環境面につきましても新たな知見など前回策定からの指針の変更等を踏まえ、必要に応じて見直してまいります。